

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第30回本部員会議

日 時：令和元年5月25日（土）
14時30分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

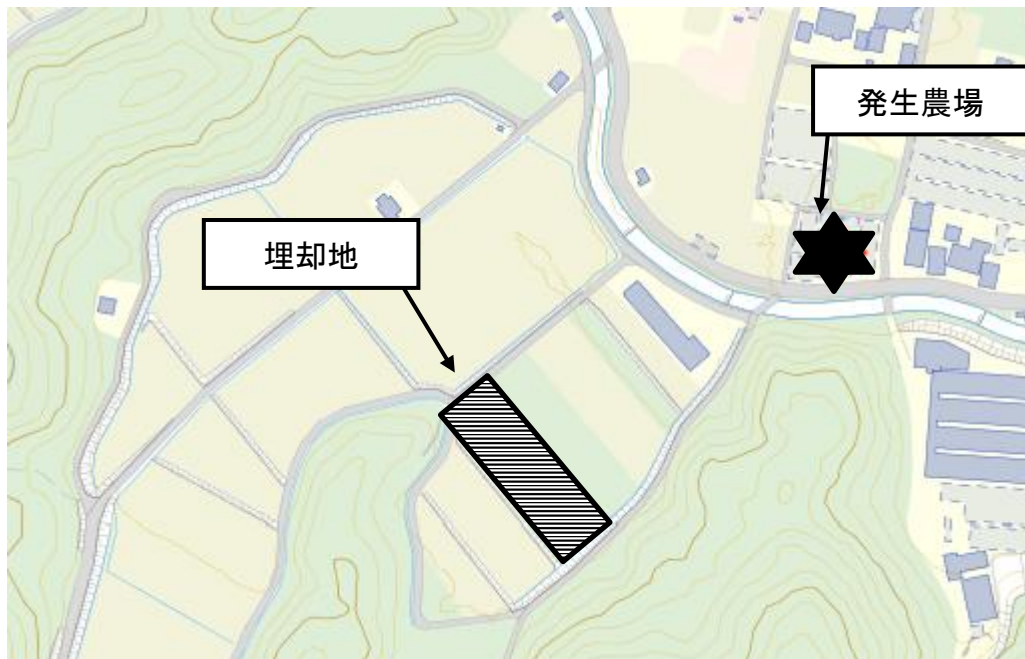
I 防疫措置の対応について

1 農場の概要

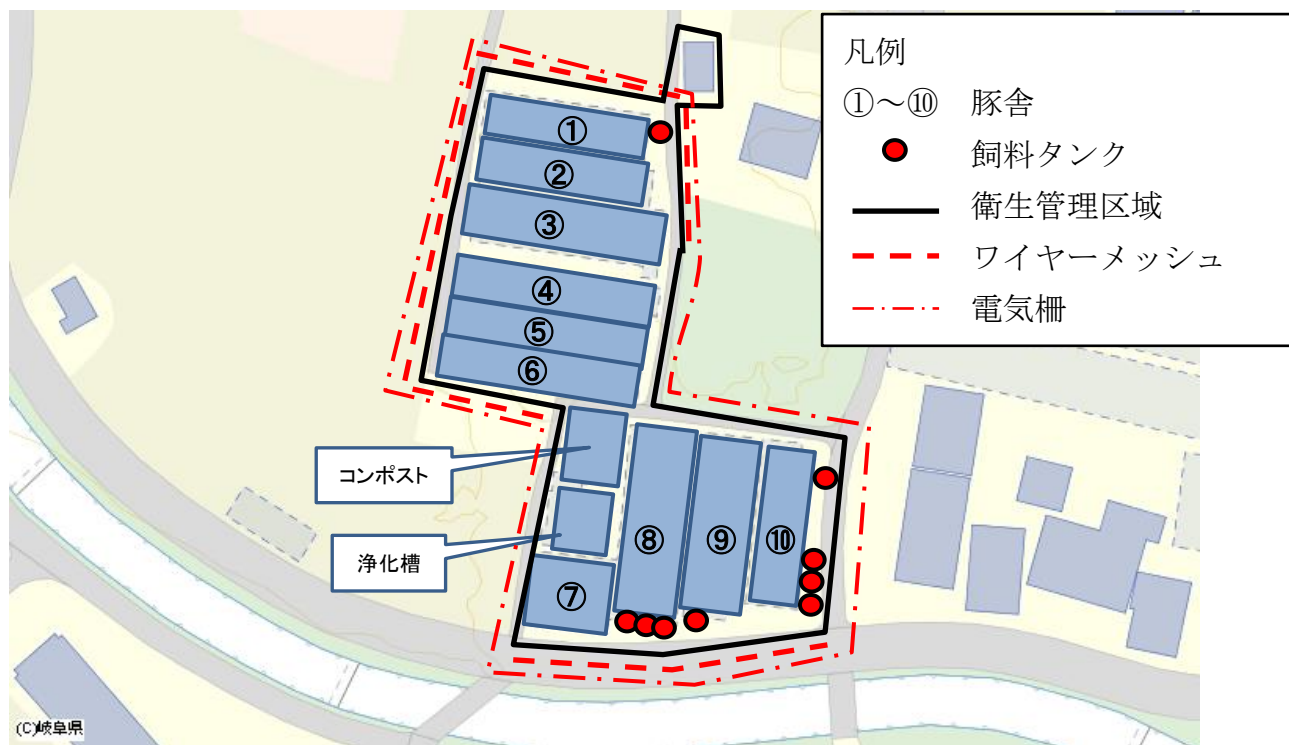
(1) 農場名：非公表

(2) 飼養状況：2, 214頭（親豚177頭、子豚2, 037頭）

<位置図>



<敷地図>



※ 2 km 離れた場所にある堆肥舎も防疫措置を実施

2 これまでの経緯

2月14日（木） 国による飼養衛生管理基準の現地指導を実施

3月22日（金） 県によるフォローアップのための現地指導を実施

3月27日（水） 国による改善状況の現地確認を実施

5月24日（金）

11:32 飼養者から中央家畜保健衛生所へ前日乳房炎の治療をした母豚1頭が死亡したとの連絡あり
また別の4頭の母豚に食欲不振あり（すべて分娩後）
当該農家に移動自粛を要請

14:35～ 中央家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施
食欲不振が認められる5頭の体温測定及び採血を実施
（体温38.8℃～39.9℃）
同居豚10頭の体温測定及び採血を実施
（体温38.3℃～40.9℃）

17:00 交差の恐れがあると畜場への事前連絡

23:10 搬出制限区域内農場（5農場）への事前連絡

5月25日（土）

1:00 採血15頭のPCR①検査結果 14頭陽性

1:20 解剖検査用の豚3頭（※）を中央家保へ移送

（※）解剖検査用の豚3頭のうち2頭は、採血済みの5頭に含まれる

4:00 採血15頭のPCR②検査結果 14頭陽性

7:55 解剖3頭のPCR①検査結果 3頭陽性

11:30 解剖3頭のPCR②検査結果 3頭陽性

12:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定

搬出制限区域内5農場へ搬出制限を実施

発生農場と交差の恐れがある農場（2農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限

3 防疫措置について

(1) スケジュール



(2) 防疫体制 (予定)

	獣医	県職員	自衛隊	市町村 職員	民間 業者	合計
殺処分、農場消毒	133	846	-	0	0	979
埋却作業	0	75	-	0	150 [建設業協会]	225
消毒ポイント	0	120	-	60	0	180
集合場所等	0	450	-	0	15	465
合計	133	1,491	-	60	165	1,849

(3) 熱中症対策

○熱中症対策責任者の配置

- ・総務班長のほかに、熱中症対策責任者（管理職）を配置し、活動場所を巡回。

○看護師等を配置

- ・休憩所に24時間体制で看護師及び補助者を配置し熱中症等に対応。

○作業時間等の見直し

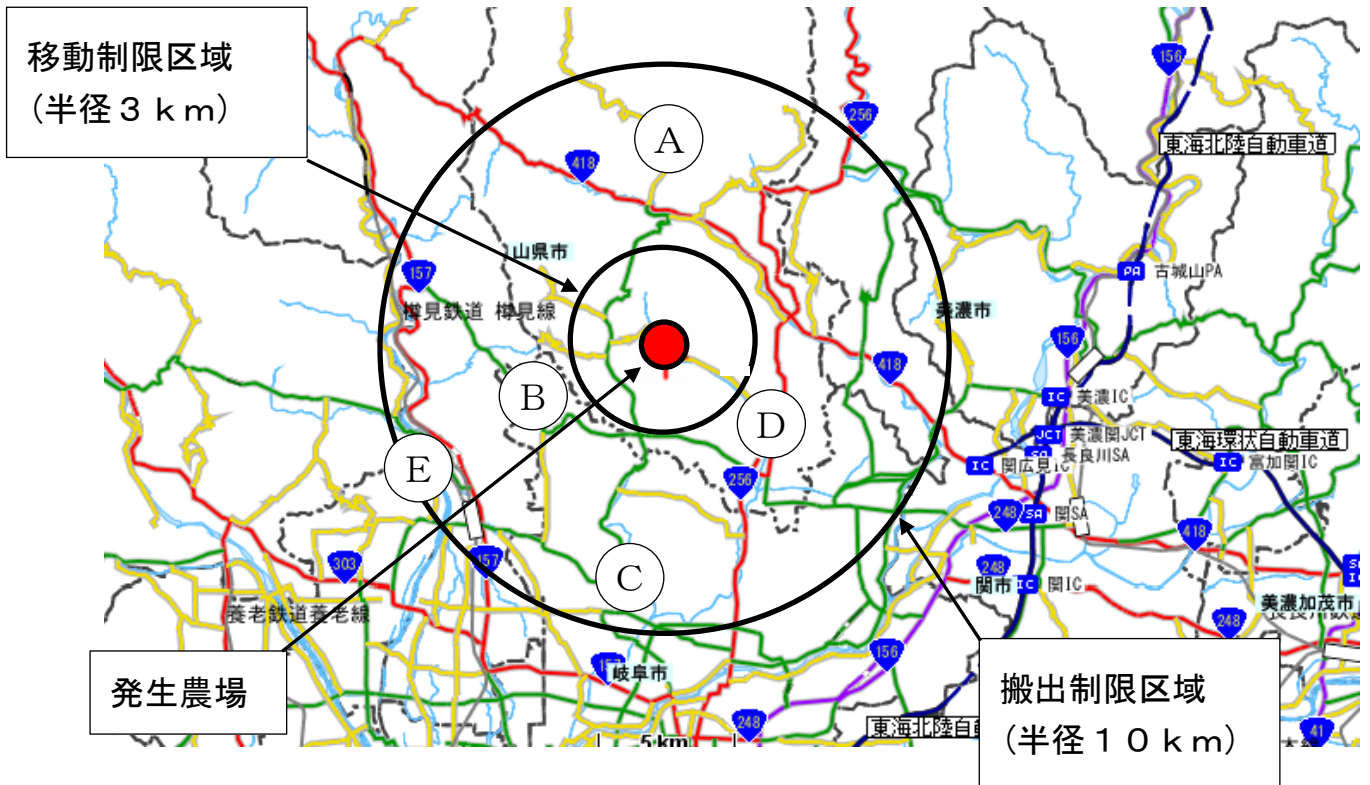
- ・1日3クールを4クールに変更 作業時間 8時間 → 6時間
①9:00～15:00、②15:00～21:00、③21:00～3:00、④3:00～9:00
※1クールは3班体制で実施 1班当たり15分活動し、30分休憩
- ・9:00～15:00は重労働となる殺処分は行わない。その他の時間は、熱中症指数計を確認しながら活動を実施。

○次の資機材を配備

- ・水分等（水、お茶、ゼリー、塩飴等）を今までの2倍以上配置
- ・スポットクーラー 11台
(農場内テント4台、埋却地2台、休憩所2台、消毒ポイント3台)
- ・ミストファン 8台（休憩所）
- ・冷凍冷蔵庫 3台（休憩所2台、集合場所1台）
- ・クールベスト 70着
- ・冷感スプレー

4 移動・搬出制限区域について

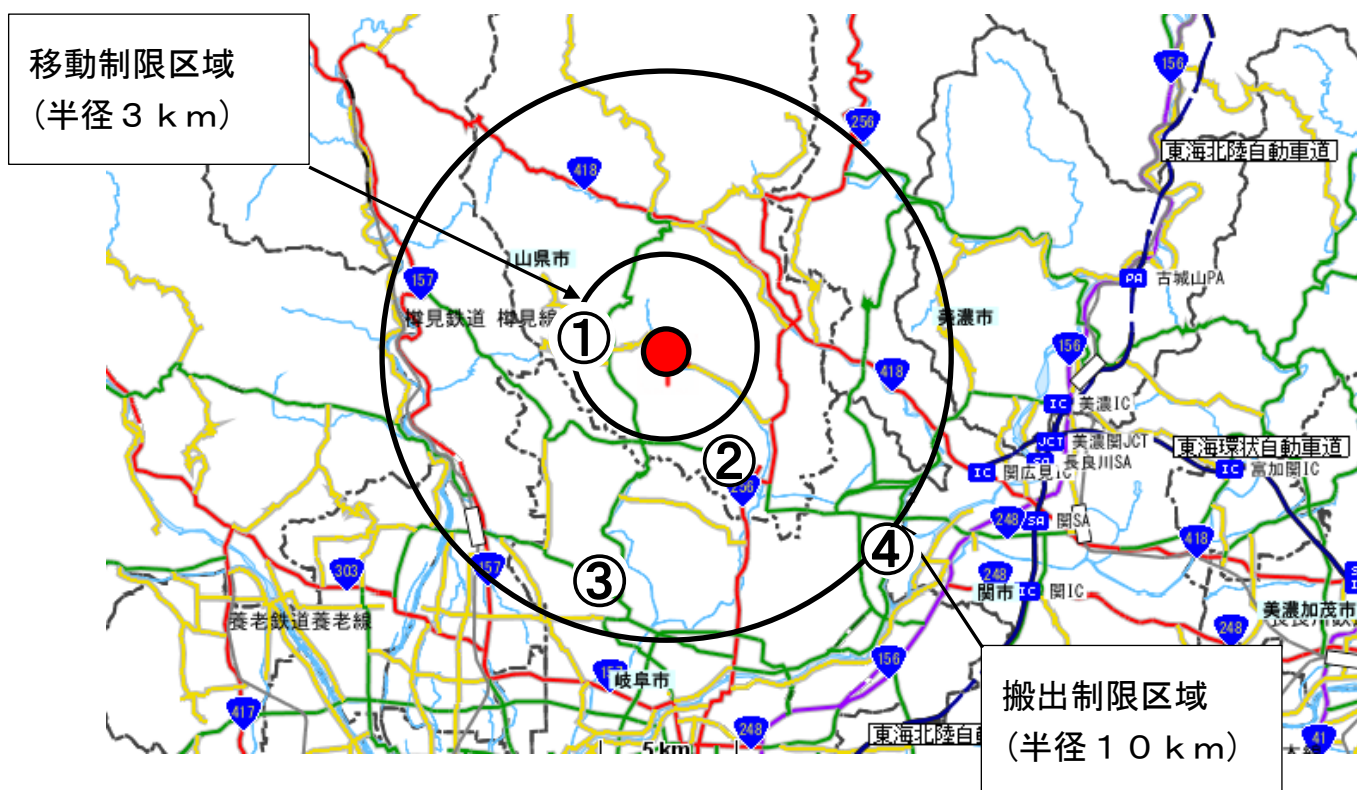
- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3 k m 圏内） 該当なし
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 1 0 k m 圏内） 5 農場



搬出制限区域内（3～10 km 範囲内）			
A	A農場	8, 157頭	山県市
B	B農場	1, 757頭	岐阜市
C	C農場	19頭	岐阜市
D	D農場	いのしし 18頭	山県市
E	E農場	いのしし 2頭	本巣市
計		9, 953頭	

[5月24日9時現在]

5 消毒ポイントについて



	路線	場所	備考
①	県道 9 1 号	山県市役所伊自良支所	
②	国道 2 5 6 号	山県市役所	
③	岐阜市道 石谷安食 1 号線	JA ぎふ アグリパーク鈴ヶ坂	
④	県道 9 4 号	JA ぎふ 春近カントリーエレベーター	

II 今後の対応について

1 移動制限区域、搬出制限区域内の農場の制限について

(1) 移動制限区域内農場の制限

- ・区域内の農場の豚、飼料、排泄物等の移動の制限

移動制限区域：該当なし

(2) 搬出制限区域内農場の制限

- ・搬出制限区域：5農場（A，B，C，D，E農場）

A，B農場：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

C，D，E農場：出荷なし

2 発生農場と交差の恐れがある農場（2農場）への対応について

- ・家畜伝染病予防法第32条に基づき、病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限
- ・1日2回の報告徴求
- ・立入検査の実施
- ・豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

3 県内と畜場における対応について

(1) 発生農場と交差の恐れがあると畜場（岐阜市内）

- ・「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、出荷を継続